

総行経第122号
平成30年4月1日

各都道府県知事
各都道府県議会議員
各指定都市市長
各指定都市議会議員

殿

総務省自治行政局長
(公印省略)

地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項
の総務省令で定める事務を定める省令の施行について（通知）

地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令（平成29年総務省令第79号。以下「事務範囲省令」という。）の公布については、平成29年12月4日付け総行経第91号総務省自治行政局長通知によりお知らせしたところですが、同通知の記載事項のほか、下記事項に留意の上、その施行に遺漏のないよう格別の配慮を願います。

各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村の市町村長及び市町村議会議員に対してもこの旨周知願います。

なお、各市町村に対して地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて本通知についての情報提供を行っていること、及び本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

I 総論

第一 申請等関係事務の範囲

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）の規定により、地方独立行政法人の定款には業務の範囲を規定しなければならない。このため、申請等関係事務処理法人に申請等関係事務を行わせる市町村は、当該法人に行わせる申請等関係事務の範

困を当該法人の定款において明らかにする必要がある。法別表に掲げる事務のうち、申請等関係事務処理法人に行わせる事務の具体的な範囲については、地域の実情を踏まえ、市町村において適切に判断する必要があること。

第二 法別表に掲げる事務以外の事務の取扱いについて

申請等関係事務法人は、法第87条の5の規定により、法第21条第5号に掲げる業務及びこれに附帯する業務以外の業務を行ってはならないこととされていること。

なお、附帯業務については、①本来の事業と事業の性格上密接な関係にある場合、②本来の事業に係る土地、施設等の資産や知識、技能を有効活用する関係にある場合、③本来の事業の健全な運営に資するため吸収する関係にある場合、のいずれかに該当する場合に限定されるべきものと解されていること。

「市町村の出張所・連絡所等における窓口業務に関する官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲等について」(平成27年6月4日内閣府公共サービス改革推進室通知。以下「内閣府通知」という。)において民間事業者に取り扱わせることができるものと整理された窓口業務には申請等関係事務に該当しないものがあるが、当該該当しない事務の処理が申請等関係事務処理業務に附帯するものである場合には、附帯業務として行うことは差し支えないこと。

法第87条の3第2項又は第87条の12第2項の規定により、申請等関係事務処理法人が申請等関係事務を処理する場合には、当該法人を設立団体又は関係市町村とみなして、当該設立団体又は関係市町村による申請等関係事務の処理について適用がある法令並びに条例及び規則の規定が適用される。このため、例えば、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)による本人確認情報の取得や行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)による特定個人情報の取得等については、住民に対する権利義務の設定等の対外的効力を生じさせない行政機関の内部的な事務処理であるため申請等関係事務に含まれていないが、附帯業務として処理することは可能であること。

II 各論

第一 第1条(法別表第1号の総務省令で定める事務)に関して

一 対象から除外している主な事務

「戸籍法(昭和22年法律第224号)による戸籍若しくは除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍若しくは除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付に関する事務であって総務省令で定めるもの」(法別表第1号)の規定において次の事務は含まれておらず、申請等関係事務に含まれていないこと。

- 1 第三者(国又は地方公共団体の機関を除く。)による戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書(以下「戸籍謄本等」という。)・除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書(以下「除籍謄本

等」という。)の請求に係る交付又は交付の拒否の決定(戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条の2第1項、第3項、第4項及び第5項(いずれも同法第12条の2において準用する場合を含む。))

- 2 第三者(国又は地方公共団体の機関を除く。)による請求に係る請求の任に当たっている者の確認のうち、現に請求の任に当たっている者の戸籍の記載事項について説明を求める方法やその他の現に請求の任に当たっている者を特定するために適当と認める方法による本人確認(戸籍法施行規則(昭和22年司法省令第94号)第11条の2第3号)

二 申請等関係事務のうち、内閣府通知には記載がない主な事務

内閣府通知において民間事業者に委託することが可能な業務の範囲として掲げられていないが、申請等関係事務処理法人には行わせることが可能な主な事務は次のとおりであること。

- 1 戸籍に記載されている者等による戸籍謄本等・除籍謄本等の請求に係る交付又は交付の拒否の決定(戸籍法第10条第1項及び第2項(いずれも同法第12条の2において準用する場合を含む。))
- 2 国又は地方公共団体の機関による戸籍謄本等・除籍謄本等の請求に係る交付又は交付の拒否の決定(戸籍法第10条の2第2項(いずれも同法第12条の2において準用する場合を含む。))
- 3 戸籍に記載されている者等による戸籍謄本等・除籍謄本等の請求に係る請求の任に当たっている者の確認のうち、現に請求の任に当たっている者の戸籍の記載事項について説明を求める方法やその他の現に請求に当たっている者を特定するために適当と認める方法による本人確認(戸籍法施行規則第11条の2第3号(同法第12条の2において準用する場合を含む。))
- 4 国又は地方公共団体の機関による戸籍謄本等・除籍謄本等の請求に係る請求者に対する必要な説明の求め(戸籍法第10条の4(同法第12条の2において準用する場合を含む。))

三 その他の留意事項

- 1 内閣府通知に記載されている戸籍の届出に係る事務は、市町村の適切な管理のもと市町村の判断に基づき民間事業者の取扱いが可能な窓口業務とされており、申請等関係事務処理法人にも委託することが可能であること。
- 2 本条に規定された事務を行うに当たっては「戸籍事務を民間事業者に委託することが可能な業務の範囲について(平成25年3月28日法務省民一第317号民事局民事第一課長通知)」及び「戸籍事務を民間事業者に委託することが可能な業務の範囲について(平成27年3月31日法務省民事局民事第一課補佐官事務連絡)」に留意すること。

第二 第2条（法別表第2号の総務省令で定める事務）に関して

一 対象から除外している主な事務

「墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）による埋葬、火葬又は改葬の許可に関する事務であって総務省令で定めるもの」（法別表第2号）の規定から事務範囲省令において除外している事務はないこと。

二 申請等関係事務のうち、内閣府通知には記載がない主な事務

内閣府通知において民間事業者に委託することが可能な業務の範囲として掲げられていないが、申請等関係事務処理法人には行わせることが可能な主な事務は次のとおりであること。

- ・ 埋葬、火葬又は改葬の許可の決定（墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条第1項）

第三 第3条（法別表第3号の総務省令で定める事務）に関して

一 対象から除外している主な事務

「身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳の交付に関する事務であって総務省令で定めるもの」（法別表第3号）の規定から事務範囲省令において除外している事務はないこと。

二 申請等関係事務のうち、内閣府通知には記載がない主な事務

内閣府通知において民間事業者に委託することが可能な業務の範囲として掲げられていないが、申請等関係事務処理法人には行わせることが可能な主な事務は次のとおりであること。

- 1 氏名変更・住所地変更の身体障害者手帳への記載（身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第9条第3項及び第5項）
- 2 身体障害者手帳を返還しないまま、身体障害者が死亡した事実が判明した場合の都道府県知事に対する通知（身体障害者福祉法施行令第12条第2項）
- 3 身体障害者手帳の交付を受けた18歳未満の者につき、その居住地を管轄する保健所長に対する通知（身体障害者福祉法施行令第8条第2項）
- 4 居住地若しくは氏名を変更し、又は新たに身体障害者手帳の交付を受けた18歳未満の者につき、その居住地を管轄する保健所長に対する通知（身体障害者福祉法施行令第11条）

三 その他の留意事項

身体障害者手帳の交付は都道府県知事等により行われるものであるため、申請等関係事務処理法人においては、身体障害者手帳の交付以外の事務を行うこと。（経由事務）

第四 第4条（法別表第4号の総務省令で定める事務）に関して

一 対象から除外している主な事務

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって総務省令で定めるもの」（法別表第4号）の規定から事務範囲省令において除外している事務はないこと。

二 申請等関係事務のうち、内閣府通知には記載がない主な事務

内閣府通知において民間事業者に委託することが可能な業務の範囲として掲げられていないが、申請等関係事務処理法人には行わせることが可能な主な事務は次のとおりであること。

- 1 氏名変更・同一の都道府県の区域内における居住地変更（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第7条第3項）
- 2 障害認定更新の精神障害者保健福祉手帳への記載（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第8条2項）

三 その他の留意事項

精神障害者保健福祉手帳の交付は都道府県知事等により行われるものであるため、申請等関係事務処理法人においては、精神障害者保健福祉手帳の交付以外の事務を行うこと。（経由事務）

第五 第5条（法別表第5号の総務省令で定める事務）に関して

一 対象から除外している主な事務

「地方税法（昭和25年法律第226号）による証明書の交付に関する事務であって総務省令で定めるもの」（法別表第5号）の規定から事務範囲省令において除外している事務はないこと。

二 申請等関係事務のうち、内閣府通知には記載がない主な事務

内閣府通知において民間事業者に委託することが可能な業務の範囲として掲げられていないが、申請等関係事務処理法人には行わせることが可能な主な事務は次のとおりであること。

- 1 納税証明書の交付（地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の10）
- 2 固定資産課税台帳記載事項証明書の交付（地方税法第382条の3）

第六 第6条（法別表第6号の総務省令で定める事務）に関して

一 対象から除外している主な事務

「狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）による犬の登録又は注射済票の交付に関する事務であって総務省令で定めるもの」（法別表第6号）の規定から事務範囲省令において除外している事務はないこと。

二 申請等関係事務のうち、内閣府通知には記載がない主な事務

内閣府通知において民間事業者に委託することが可能な業務の範囲として掲げられていないが、申請等関係事務処理法人には行わせることが可能な主な事務は次のとおりであること。

- 1 犬の登録決定（狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第2項）
- 2 犬が死亡したときの登録の消除決定（狂犬病予防法施行令（昭和28年政令第236号）第2条）
- 3 所在地及び所有者の氏名又は住所変更に係る登録の変更決定（狂犬病予防法施行令第2条の2第1項）
- 4 旧所在市町村長への通知（狂犬病予防法施行令第2条の2第2項）
- 5 所在地変更通知を受けた場合の新所在市町村長への原簿の送付（狂犬病予防法施行令第2条の2第3項）

第七 第7条（法別表第7号の総務省令で定める事務）に関して

一 対象から除外している主な事務

「道路運送車両法（昭和26年法律第185号）による臨時運行の許可に関する事務であって総務省令で定めるもの」（法別表第7号）の規定から事務範囲省令において除外している事務はないこと。

二 申請等関係事務のうち、内閣府通知には記載がない主な事務

内閣府通知において民間事業者に委託することが可能な業務の範囲として掲げられていないが、申請等関係事務処理法人には行わせることが可能な主な事務は次のとおりであること。

- ・ 臨時運行（検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車に係るものを含む。）の許可（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条第1項（同法第73条第2項において準用する場合を含む。））

第八 第8条（法別表第8号の総務省令で定める事務）に関して

一 対象から除外している主な事務

「出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）による中長期在留者の住居地の届出又は外国人住民に係る住民票の記載等についての通知に関する事務であって総務省令で定めるもの」（法別表第8号）の規定から事務範囲省令において除外している事務はないこと。

二 申請等関係事務のうち、内閣府通知には記載がない主な事務

内閣府通知において民間事業者に委託することが可能な業務の範囲として掲げられていないが、申請等関係事務処理法人には行わせることが可能な主な事務は次のとおりであること。

- 1 住居地の届出に係る事項の法務大臣に対する伝達（出入国管理及び難民認定法施行令（平成10年政令第178号）第2条並びに出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成23年政令第421号）第18条）
- 2 法務大臣に対する住民票の記載等に係る通知（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第61条の8の2）

三 その他の留意事項

- 1 在留カードの交付は法務大臣により行われるものであるため、申請等関係事務処理法人においては、在留カードの交付以外の事務を行うこととなる。（経由事務）
- 2 本条に規定された事務を行うにあたっては、「市区町村在留関連事務取扱要領（平成29年1月6日付け法務省管在第34号別冊）」に留意すること。

第九 第9条（法別表第9号の総務省令で定める事務）に関して

一 対象から除外している主な事務

- 1 「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給に関する事務（当該支給を除く。）であって総務省令で定めるもの」（法別表第9号）の規定において次の事務は含まれておらず、申請等関係事務に含まれていないこと。
 - ア 保険給付の支給（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第4章）
 - イ 保険料（保険税を含む。）の減免の決定（国民健康保険法第77条）
- 2 次の事務は事務範囲省令には規定されておらず、申請等関係事務に含まれていないこと。
 - ア 被保険者証の返還の求め及び被保険者資格証明書の交付決定（国民健康保険法第9条第3項、第4項及び第6項）
 - イ 保険料（保険税を含む。）の滞納に係る災害その他の政令で定める特別の事情に係る届出の受理（国民健康保険法第9条第3項並びに第4項及び第63条の2）
 - ウ 一部負担金の減免の決定（国民健康保険法第44条第1項）
 - エ 療養費、特別療養費及び移送費の支給決定（国民健康保険法第54条第2項、第54条の3第1項及び第54条の4第1項）
 - オ 給付事由が第三者の行為によって生じた場合の被害の届出の受理（国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の6）

二 申請等関係事務のうち、内閣府通知には記載がない主な事務

内閣府通知において民間事業者に委託することが可能な業務の範囲として掲げられていないが、申請等関係事務処理法人には行わせることが可能な主な事務は次のとおりであること。

- 1 被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項の届出の受理（国民健康保険法第9条第1項及び第9項）
- 2 被保険者証又は被保険者資格証明書の再交付、検認及び更新（国民健康保険法施行規則第7条第1項、第7条の2第1項及び第7条の3）
- 3 特定同一世帯所属者証明書の交付（国民健康保険法施行規則第12条の2）
- 4 高齢受給者証の交付、検認及び更新（国民健康保険法施行規則第7条の4第1項及び第3項）
- 5 食事療養標準負担額減額認定証及び生活療養標準負担額減額認定証の交付（国民健康保険法施行規則第26条の3第2項及び第26条の6の4第2項）
- 6 特定疾病給付対象療養の認定（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の2第7項）
- 7 特定疾病療養受療証の交付（国民健康保険法施行規則第27条の13第4項）
- 8 限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証の交付（国民健康保険法施行規則第27条の14の2第3項及び第27条の14の4第2項）
- 9 高額療養費並びに高額介護合算療養費の支給申請の受理及び証明証の交付（国民健康保険法施行規則第27条の16第1項、第27条の26第1項及び第27条の27第1項）
- 10 特別療養給付の支給申請の受理（国民健康保険法施行規則第28条第1項）

第十 第10条（法別表第10号の総務省令で定める事務）に関して

一 対象から除外している主な事務

「国民年金法（昭和34年法律第141号）による年金である給付若しくは一時金の支給又は保険料の免除若しくは納付に関する事務（当該支給及び免除を除く。）であつて総務省令で定めるもの」（法別表第10号）の規定において次の事務は含まれておらず、申請等関係事務に含まれていないこと。

- 1 国民年金の給付又は一時金の支給（国民年金法（昭和34年法律第141号）第2条）
- 2 保険料の免除又は納付猶予（国民年金法第90条、第90条の2及び第90条の3、国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第104号）第19条並びに政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成26年法律第64号）第14条）

二 申請等関係事務のうち、内閣府通知には記載がない主な事務

内閣府通知において民間事業者に委託することが可能な業務の範囲として掲げられていないが、申請等関係事務処理法人には行わせることが可能な主な事務は次のとおりであること。

- 1 届出の受理の厚生労働大臣への報告（国民年金法第12条第4項）

- 2 給付を受ける権利の裁定の請求に係る事実についての審査（国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）第1条の2第3号）
- 3 保険料の法定免除事由の消滅の申出に係る事実についての審査（国民年金法施行令第1条の2第8号）
- 4 保険料の免除等の申請に係る事実についての審査（国民年金法施行令第1条の2第9号）
- 5 保険料の学生納付特例の不該当の届出に係る事実についての審査（国民年金法施行令第1条の2第10号）

三 その他の留意事項

- 1 事務範囲省令第10条第2号において、国民年金法施行令第1条の2（市町村が処理する事務）を引用しており、事務の詳細については、同条を参考とされたいこと。
- 2 本条に規定された事務を行うにあたっては、「国民年金市町村事務処理基準（平成30年2月27日年管発0227第3号厚生労働省大臣官房年金管理審議官通知別添）」に留意すること。

第十一 第11条（法別表第11号の総務省令で定める事務）に関して

一 対象から除外している主な事務

- 1 「母子保健法（昭和40年法律第141号）による妊娠の届出、母子健康手帳の交付、低体重児の届出又は養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する事務（当該給付及び支給を除く。）であって総務省令で定めるもの」（法別表第11号）の規定において次の事務は含まれておらず、申請等関係事務に含まれていないこと。
 - ・ 未熟児の養育医療に関する費用支給（母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第1項）
- 2 次の事務は事務範囲省令には規定されておらず、申請等関係事務に含まれていない。
 - ・ 未熟児の養育医療の申請の審査又は受給可否決定（母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号）第9条第1項）

二 申請等関係事務のうち、内閣府通知には記載がない主な事務

内閣府通知において民間事業者に委託することが可能な業務の範囲として掲げられていないが、申請等関係事務処理法人には行わせることが可能な主な事務は次のとおりであること。

- 1 低体重児の届出の受理（母子保健法第18条）
- 2 未熟児の養育医療の申請の受理（母子保健法施行規則第9条第1項）
- 3 未熟児の養育医療券の交付（母子保健法施行規則第9条第2項）

第十二 第12条（法別表第12号の総務省令で定める事務）に関して

一 対象から除外している主な事務

1 「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民基本台帳及び戸籍の附票に関する事務（住民基本台帳及び戸籍の附票の作成を除く。）であつて総務省令で定めるもの」（法別表第12号）の規定において次の事務は含まれておらず、申請等関係事務に含まれていないこと。

- ・ 住民基本台帳及び戸籍の附票の作成（住民基本台帳法第6条第1項及び第16条第1項）

2 次の事務は事務範囲省令には規定されておらず、申請等関係事務に含まれていないこと。

ア 本人確認情報を提供する条例を定めること（住民基本台帳法第30条の14）

イ 国又は都道府県から必要な指導を受けること（住民基本台帳法第31条第1項）

ウ 主務大臣又は都道府県から報告の求め、助言及び勧告を受けること並びに報告をすること（住民基本台帳法第31条第2項）

エ 主務大臣又は都道府県知事に対する助言及び勧告を求めること（住民基本台帳法第31条第4項）

オ 都道府県知事に対する住民の住所の認定についての決定を求める旨を申し出ること及び当該決定に不服があるときに裁判所に出訴すること（住民基本台帳法第33条第1項及び第4項）

カ 調査（届出、申出その他の行為があつた場合における住民票又は戸籍の附票の記載、消除又は記載の修正（以下「記載等」という。）のための調査を除く。）（住民基本台帳法第34条第1項及び第2項）

キ 住民の福祉の増進に資する事項のうち、住民に関する事務を管理し及び執行するために住民票に記載することが必要であると認めるものを住民票に記載をする事項とすること（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第6条の2）

ク 職権による住民票の記載等をしたときに当該記載等に係る者に通知をする場合において、通知を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないときその他通知をすることが困難であると認めるときのその旨の公示（住民基本台帳法施行令第12条第4項）

ケ 住民票の改製及び改製をした場合に消除又は修正された記載の移記を省くこと（住民基本台帳法施行令第16条）

コ 住民票の再製並びに再製をした場合のその旨の公示及び縦覧（住民基本台帳法施行令第17条第1項及び第2項）

サ 外国人住民の通称を削除したときに当該削除に係る外国人住民に通知をする場合において、通知を受けるべき外国人住民の住所及び居所が明らかでないときその他

通知をすることが困難であると認めるときのその旨の公示（住民基本台帳法施行令第30条の26第5項）

シ 消除された住民票等の保存（住民基本台帳法施行令第34条第1項から第4項まで）

二 申請等関係事務のうち、内閣府通知には記載がない主な事務

一に掲げる事務以外の事務については、内閣府通知において民間事業者に委託することが可能な業務の範囲として掲げられていない事務も含め申請等関係事務処理法人に行わせることが可能であること。

三 その他の留意事項

- 1 申請等関係事務処理法人が本条に規定された事務を行うにあたり、住民基本台帳ネットワークシステムを取り扱うことは可能であること。
- 2 本条に規定された事務を行うにあたっては、「住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長から各都道府県知事あて通知）」に留意すること。

第十三 第13条（法別表第13号の総務省令で定める事務）に関して

一 対象から除外している主な事務

「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって総務省令で定めるもの」（法別表第13号）の規定において次の事務は含まれておらず、申請等関係事務に含まれていないこと。

- 1 児童手当の不支給（児童手当法（昭和46年法律第73号）第10条）
- 2 不正利得の徴収（児童手当法第14条）
- 3 調査（児童手当法第27条）

二 申請等関係事務のうち、内閣府通知には記載がない主な事務

内閣府通知において民間事業者に委託することが可能な業務の範囲として掲げられていないが、申請等関係事務処理法人には行わせることが可能な主な事務は次のとおりであること。

- 1 受給資格の認定（児童手当法第7条第1項、第2項及び第3項）
- 2 児童手当の支給（児童手当法第8条第1項）
- 3 児童手当の額の改定（児童手当法第9条第1項及び第3項）
- 4 児童手当の減額改定（児童手当法第9条第3項）
- 5 児童手当の一時差止め（児童手当法第11条）
- 6 未支払の児童手当の支給（児童手当法第12条第1項及び第2項）
- 7 児童手当に係る寄附の受領（児童手当法第20条第1項）

- 8 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等（児童手当法第21条第1項及び第2項）
- 9 保育料の特別徴収等（児童手当法第22条第1項及び第2項）
- 10 施設等受給資格者が国又は地方公共団体である場合の児童手当の支払（児童手当法第22条の2第1項）
- 11 現況の届出の受理又はその届出に係る事実の審査（児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）第4条第1項及び第3項）
- 12 氏名変更等の届出の受理又はその届出に係る事実の審査（児童手当法施行規則第5条第1項及び第2項）
- 13 住居変更等の届出の受理又はその届出に係る事実の審査（児童手当法施行規則第6条第1項、第2項及び第4項）
- 14 受給事由消滅の届出の受理又はその届出に係る事実の審査（児童手当法施行規則第7条第1項及び第2項）
- 15 父母指定者の届出の受理又はその届出に係る事実の審査（児童手当法施行規則第1条の3）
- 16 児童手当の支給に関する処分に関し必要な書類の閲覧、資料の提供の求め及び当該資料の受領又は必要な事項の報告の求め及び当該報告の受理（児童手当法第28条）
- 17 公簿等による確認（児童手当法施行規則第11条第1項）

三 その他の留意事項

- 1 本条に規定された事務を行うにあたっては、児童手当関係法令及び「市町村における児童手当関係事務処理について（平成27年12月18日府子本第430号内閣府子ども・子育て本部統括官通知）」等関係通知に留意することとする。
- 2 児童手当法第28条の規定による資料の提供の求め及び報告の求め等を対象事務として規定しているが、当該事務には、申請者等の所得状況の確認のため官公署に対して行われる事務のほか、同法第26条第1項に規定する現況届の内容又は同法第27条に規定する調査の結果を確認し、あるいはこれらが不十分である場合において行われる事務が存在する。このうち、後者の事務については個別的対応が必要となることに鑑み、市町村において取り組まれることが望ましいものであること。
- 3 児童虐待・DV事例における児童手当関係事務の処理については、「児童虐待・DV事例における児童手当関係事務の処理について（平成24年3月31日雇児発0331第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」において示しているところであるが、当該事務処理については地方自治体間や関係機関との連携等の個別的な対応が必要となることに鑑み、市町村において取り組まれることが望ましいものであること。
- 4 特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）の取扱いについて

は、個人情報保護委員会が定めている「特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」に従い、適正に行うものとする。

第十四 第14条（法別表第14号の総務省令で定める事務）に関して

一 対象から除外している主な事務

「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給に関する事務（当該支給を除く。）であって総務省令で定めるもの」（法別表第14号）の規定において次の事務は含まれておらず、申請等関係事務に含まれていないこと。

- ・ 後期高齢者医療給付の支給（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第4章第3節）

二 申請等関係事務のうち、内閣府通知には記載がない主な事務

内閣府通知において民間事業者に委託することが可能な業務の範囲として掲げられていないが、申請等関係事務処理法人には行わせることが可能な主な事務は次のとおりであること。

- 1 戸籍に関する無料証明（高齢者の医療の確保に関する法律第136条）
- 2 被保険者等に関する調査（高齢者の医療の確保に関する法律第137条第2項）

三 その他の留意事項

被保険者証等の交付は後期高齢者医療広域連合により行われるものであるため、申請等関係事務処理法人においては、被保険者証等の交付以外の事務を行うこと。（経由事務）

第十五 第15条（法別表第15号の総務省令で定める事務）に関して

一 対象から除外している主な事務

「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住許可、特別永住者証明書の交付又は特別永住者からの届出に関する事務であって総務省令で定めるもの」（法別表第15号）の規定から事務範囲省令において除外している事務はないこと。

二 申請等関係事務のうち、内閣府通知には記載がない主な事務

内閣府通知において民間事業者に委託することが可能な業務の範囲として掲げられていないが、申請等関係事務処理法人には行わせることが可能な主な事務は次のとおりであること。

- 1 特別永住許可申請に係る審査（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第4条第4項）
- 2 特別永住者証明書の汚損等を知った場合の法務大臣への通知若しくは資料の送付

(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令(平成23年政令第420号)第6条)

- 3 特別永住者証明書を交付した旨の法務大臣への通知、受理した届出・申請書類の法務大臣への送付、親権者等の証明書類等の確認、代理人の証明書類等の確認及び住居地の届出に係る事項の法務大臣への伝達(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令第2条第1項、第3条及び第5条、及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令第25条並びに日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則(平成23年法務省令第44号)第16条第1項若しくは第2項及び第17条第3項若しくは第4項)

三 その他の留意事項

- 1 特別永住許可書又は特別永住者証明書の交付は法務大臣により行われるものであるため、申請等関係事務処理法人においては、特別永住許可書又は特別永住者証明書の交付以外の事務を行うこと。(経由事務)
- 2 本条に規定された事務を行うにあたっては、「特別永住許可事務取扱要領(平成29年3月24日付け法務省管在第1857号別添)」及び「市区町村在留関連事務取扱要領(平成29年1月6日付け法務省管在第34号別冊)」に留意すること。

第十六 第16条(法別表第16号の総務省令で定める事務)に関して

一 対象から除外している主な事務

「介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給に関する事務であって総務省令で定めるもの」(法別表第16号)の規定において次の事務は含まれておらず、申請等関係事務に含まれていないこと。

- 1 要介護認定・要支援認定における調査、審査及び認定(介護保険法(平成9年法律第123号)第27条第2項から第5項まで、第32条第3項、第4項及び第6項並びに第33条の3)
- 2 正当な理由なく調査等に従わない場合の要介護認定の申請の却下(介護保険法第27条第10項)
- 3 要介護状態区分・要支援状態区分の変更の認定(介護保険法第30条第1項)
- 4 要介護認定・要支援認定の取消し(介護保険法第31条第1項前段及び第34条第1項前段)
- 5 介護給付等対象サービスの種類の指定及び変更(介護保険法第37条第1項及び第4項)
- 6 保険料滞納者に係る保険給付の支払方法の変更の被保険者証への記載及び記載の消除(介護保険法第66条第1項から第3項)

- 7 保険給付差止の被保険者証への記載の決定及び記載の消除の決定（介護保険法第68条第1項及び第2項）
- 8 給付額減額等の被保険者証への記載の決定及び記載の消除の決定（介護保険法第69条第1項及び第2項）

二 申請等関係事務のうち、内閣府通知には記載がない主な事務

内閣府通知において民間事業者に委託することが可能な業務の範囲として掲げられていないが、申請等関係事務処理法人には行わせることが可能な主な事務は次のとおりであること。

- 1 被保険者証の交付決定（介護保険法第12条第3項）
- 2 負担割合証の交付決定（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第28条の2第1項）
- 3 高額医療合算介護サービス費に係る証明書の交付決定（介護保険法施行規則第83条の4の4第2項）
- 4 特定入所者介護サービス費認定証等の交付決定（介護保険法施行規則第83条の6第5項）
- 5 居宅介護サービス計画費の代理受領に係る被保険者証の記載の決定（介護保険法施行規則第77条第2項）

第十七 第17条（法別表第17号の総務省令で定める事務）に関して

一 対象から除外している主な事務

「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）による署名用電子証明書の発行、利用者証明用電子証明書の発行又はこれらが効力を失っていないことその他の事項の確認に関する事務であって総務省令で定めるもの」（法別表第17号）の規定から事務範囲省令において除外している事務はないこと。

二 その他の留意事項

本条に規定された事務を行うにあたっては、「公的個人認証サービス事務処理要領（平成16年1月5日総行自第1号）」等関係通知に留意すること。

第十八 第18条（法別表第18号の総務省令で定める事務）に関して

一 対象から除外している主な事務

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）による個人番号の指定又は個人番号カードの交付に関する事務であって総務省令で定めるもの」（法別表第18号）の規定から事務範囲省令において除外している事務はないこと。

二 その他の留意事項

- 1 通知カードの再交付、記載事項変更その他の通知カードに関する事務は、「個人番号の指定」に関する事務として対象としていることに留意すべきこと。
- 2 本条に規定された事務を行うにあたっては、「通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領について（平成27年9月29日総行住137号通知）」等関係通知に留意すること。

第十九 第19条（法別表第19号の総務省令で定める事務）に関して

一 対象から除外している主な事務

「都道府県知事又は指定都市の長が作成する知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報を記載した手帳の交付に関する事務であって総務省令で定めるもの」（法別表第19号）の規定において次の事務は含まれておらず、申請等関係事務に含まれていないこと。

- 1 当該手帳の交付に係る判定及び判定結果が記入された申請書の都道府県知事又は指定都市の長への送付（「療育手帳制度について（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）」第5の2）
- 2 障害の程度の確認のための判定、当該手帳の交付を受けた知的障害者又はその保護者への当該手帳の返付（「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日発児第725号厚生省児童家庭局長通知。以下「実施要綱」という。）」第5の1（2））
- 3 判定結果の都道府県知事又は指定都市の長への通知（実施要綱第5の1（3））

二 申請等関係事務のうち、内閣府通知には記載がない主な事務

内閣府通知において民間事業者に委託することが可能な業務の範囲として掲げられていないが、申請等関係事務処理法人には行わせることが可能な主な事務は次のとおりであること。

- ・ 氏名、住所等に変更が生じたときの届出に基づく療育手帳の記載事項の訂正（実施要綱第5の2の（2））

第二十 第20条（法別表第20号の総務省令で定める事務）に関して

一 対象から除外している主な事務

「市町村長が作成する印鑑に関する証明書等の交付に関する事務であって総務省令で定めるもの」（法別表第20号）の規定において次の事務は含まれておらず、申請等関係事務に含まれていないこと。

- 1 登録資格に関する事項、登録印鑑に関する事項、印鑑登録原票に関する事項、印鑑登録証に関する事項、印鑑登録証明書に関する事項、手数料に関する事項等印鑑の登録及び証明に関する事務に関する事項を条例等において定めること
- 2 印鑑登録原票を備えること（印鑑登録証明事務処理要領（昭和49年自治振第10号自治省行政局振興課長から各都道府県総務部長あて通知）第2の5（1））

- 3 質問及び調査（申請、届出その他の行為があった場合における印鑑の登録又は証明のための質問及び調査を除く。）（印鑑登録証明事務処理要領第7の2）
- 4 印鑑登録原票の除票等の保存（印鑑登録証明事務処理要領第7の3）

二 申請等関係事務のうち、内閣府通知には記載がない主な事務

印鑑登録証明事務処理要領に記載されている事務で一に掲げる事務以外の事務については、内閣府通知において民間事業者に委託することが可能な業務の範囲として掲げられていない事務も含め申請等関係事務処理法人に行わせることが可能であること。

三 その他の留意事項

本条に規定された事務を行うにあたっては、「印鑑登録証明事務処理要領（昭和49年2月1日自治振第10号自治省行政局振興課長から各都道府県総務部長あて通知）」に留意すること。

第二十一 第21条（令第5条第1項の総務省令で定める事務）に関して

一 対象から除外している主な事務

「学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）による児童生徒等の住所変更に関する届出の通知に関する事務であって総務省令で定めるもの」（地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）第5条第1項）の規定から事務範囲省令において除外している事務はないこと。

二 申請等関係事務のうち、内閣府通知には記載がない主な事務

内閣府通知において民間事業者に委託することが可能な業務の範囲として掲げられていないが、申請等関係事務処理法人には行わせることが可能な主な事務は次のとおりであること。

- ・ 児童生徒等の住所変更に関する届出についての市町村長から教育委員会に対する通知（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第4条）

三 その他の留意事項

本条は、法別表第21号の規定に基づき、地方独立行政法人法施行令で定められた申請等関係事務についての詳細を定めたものであること。

第二十二 第22条（法別表第24号の総務省令で定める事務）に関して

一 対象から除外している主な事務

「第一号から第二十二号までに掲げる事務に係る行政手続法による同法第二条第三号に規定する申請に対する同条第二号に規定する処分に関して行政庁が行うこととされている事務であって総務省令で定めるもの」（法別表第24号）の規定から事務範囲省令において除外している事務はないこと。

二 その他の留意事項

- 1 行政手続法（平成5年法律第88号）による行政手続（審査基準の設定、標準処理期間の設定、不許可の場合の理由の提示等）については、申請等の行為を処理することに起因して住民に保護されるべき適正手続に係る義務であるため、申請等の処理と一体的に処理するものとして申請等関係事務と位置付けたものであること。
- 2 本条に規定された事務を行うに当たっては、「行政手続法及び行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行について（平成6年9月30日自治文第60号）」に留意すること。

【連絡先】

- 総論及び事務範囲省令全体に関することについて
総務省自治行政局行政経営支援室地方行革推進係（03-5253-5519）

- 各論の個別法令に関することについて
 - 第一条：法務省民事局民事第一課戸籍指導係（03-3580-4111）
 - 第二条：厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課企画法令係（03-3595-2301）
 - 第三条：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課統計調査人材養成・障害認定係（03-3595-2389）
 - 第四条：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課障害保健係（03-3595-2307）
 - 第五条：総務省自治税務局企画課企画係（03-5253-5658）
 - 第六条：厚生労働省健康局結核感染症課動物由来感染症指導係（03-3595-2257）
 - 第七条：国土交通省自動車局自動車情報課（03-5253-8587）
 - 第八条：法務省入国管理局入国在留課在留管理業務室市町村連携担当係
 - 第九条：厚生労働省保険局国民健康保険課企画法令係（03-3595-2565）
 - 第十条：厚生労働省年金局事業管理課企画係（03-3595-2811）
 - 第十一条：厚生労働省保健局母子保健課企画調整係（03-3595-2544）
 - 第十二条：総務省自治行政局住民制度課住民台帳第1係（03-5253-5517）
 - 第十三条：内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室（03-6257-3082）
 - 第十四条：厚生労働省保険局高齢者医療課企画法令係（03-3595-2090）
 - 第十五条：法務省入国管理局入国在留課在留管理業務室市町村連携担当係
 - 第十六条：厚生労働省老健局総務課企画法令係（03-3591-0954）
 - 第十七条：総務省自治行政局住民制度課住民台帳第4係（03-5253-5517）
 - 第十八条：総務省自治行政局住民制度課住民台帳第3係（03-5253-5517）
 - 第十九条：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課統計調査人材養成・障害認定係（03-3595-2389）
 - 第二十条：総務省自治行政局住民制度課住民台帳第1係（03-5253-5517）
 - 第二十一条：文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室義務教育改革係（03-6734-2007）
 - 第二十二条：総務省行政管理局行政手続室（03-5253-5353）